

(報 告)

内部統制制度の導入について

令和 2 年 3 月

総務企画課

教育委員会におけるガバナンス強化のため、令和 2 年度から下記のとおり内部統制制度を導入しますので、報告します。

記

1 背 景

- 事務が複雑化・多様化している一方で、業務の適正化確保の要請が高まっているなか、地方行政のガバナンスの役割を強化するため、令和 2 年 4 月 1 日施行の改正地方自治法において、都道府県における内部統制制度の導入が義務化
- 改正地方自治法は、知事以外の執行機関や地方公営企業の管理者に対する制度の適用を規定しているものではないが、教育委員会においてもガバナンスの強化は喫緊の課題であることから、独自の取組みとして内部統制制度を導入

2 概 要

(1) 内部統制に関する方針の策定

- 内部統制に関する方針（別添（案））を策定、公表

(2) 内部統制体制の整備

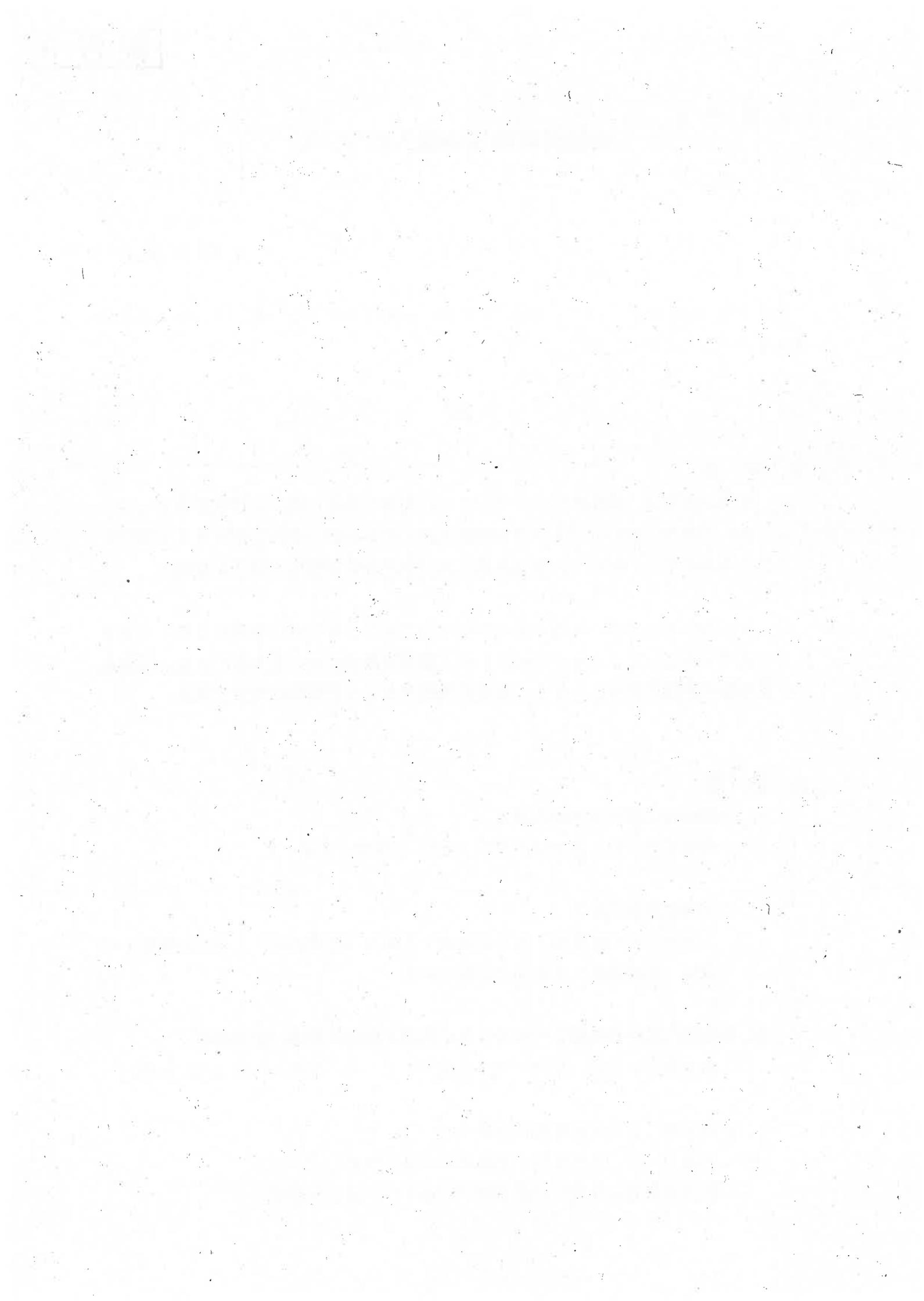
- 方針策定や体制整備・運用を推進する担当（推進部局）と独立的評価を行う担当（評価部局）を総務企画課に設置

(3) 各所属における業務レベルのリスク評価と対応策整備、自己評価

- 対象業務は当面、財務に関する業務とし、他の業務については今後検討

(4) 評価部局による内部統制の評価

- 業務レベル、全庁的な内部統制の評価を実施
- 評価報告書を作成し、評価結果は議会への提出を想定



京都府教育委員会 内部統制基本方針（案）

1 内部統制の導入に関する基本的な考え方

行政事務が複雑化・多様化している一方、事務の適正化の確保の要請が高まっているため、京都府教育委員会において、内部統制に関する方針を定め、リスクの発生を未然に防止するとともに、法令等を遵守することにより、府民から信頼される教育が実施されるよう、組織的にリスクの識別、評価及びその対応策を講じることで、業務の適正な執行を確保する内部統制の取組みを推進します。

2 内部統制の目的・取組の方向性

次に掲げる内部統制の目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を執行するため、教職員の働き方改革を推進するとともに、人材育成の強化と組織運営の効率化に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告や政策の実施状況に関する報告等の信頼性を確保するため、適正な手続による報告等の作成、的確な情報提供及び適切な保管・管理に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等を遵守するため、教職員への研修や公益通報制度の活用に取り組みます。

(4) 資産の保全

資産の有効な利活用と、適正な手続に基づく使用等により、その保全に取り組みます。

3 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務を対象とします。

なお、その他の業務については、これまで実施している取組に加えて、必要に応じて、教育委員会内での情報共有や措置の検討など、適宜、対応します。

4 内部統制の有効性の確保

内部統制を組織的に推進し、有効に機能させるため、次のとおり取り組みます。

- ・教育次長を実務責任者とする委員会全体の推進・評価体制を構築します。
- ・所属長の責任のもと、ライン等での事務・事業の点検、進捗管理を徹底するとともに、事務・事業が的確に執行できる体制を構築し、内部統制を組織的に推進します。
- ・内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、公表します。

5 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行います。

令和2年 月 日 京都府教育委員会教育長 橋本 幸三

内部統制推進の概要 取組のポイント

別紙 1

1 取組の視点

- ①全ての職員が主体的に取り組むことができる制度 所属における自己評価や独自取組の実施
- ②再発防止に重点的に取り組む リスクの事前回避、発生した際の改善状況のチェック

2 実施対象

教育庁各課・各地方機関
各教育機関

3 取組の流れ

